

## 平成 26 年度 第 4 回八幡市子ども・子育て会議 会議録

平成 26 年 10 月 21 日（月）午前 10 時 00 分～

八幡市役所 分庁舎 2 階 会議室 A、B

### 1. 開会

#### (事務局)

資料の確認をさせていただきます（資料確認）。

#### (会長)

ありがとうございました。資料はお揃いですか。

では、前回の振り返りを含めて、本日の議事の内容について簡単に説明いたします。会議説明資料をご覧ください。1 枚目の裏に前回の振り返りということで、保育の必要性の認定に関する基準とアンケート調査に関する説明、そのあとにメインの事業計画案があります。すべて議論しきれませんでした。その中で八幡市らしさをアピールする計画の検討が必要だということでした。今回は、基本理念も含めたすべてについての方向性を確認していくということでした。それを踏まえ、今回の議事は 2 枚目の子ども・子育て支援事業計画のパブリックコメントについてです。パブリックコメントを 11 月に行い、市民の皆さんのご意見を伺ったうえで、最終的に計画案を出していくということになります。本日は、このパブリックコメント案について議論いただき、承認いただくということが大きな目的になります。では議事に入ります。まず、資料の素案に大まかなポイントが記載されていますので、これについての説明を事務局よりお願いします。

### 2. 「八幡市子ども・子育て支援事業計画（素案）」について

#### (事務局)

八幡市子ども・子育て支援事業計画素案について説明させていただきます。

前回の会議では、計画素案ということで 6 章立てのものをご提示いたしました。今回の資料は、11 月から始めるパブリックコメントに向けての素案です。これは主に今回の計画の枠組み、基本理念、基本目標、それぞれの施策の方向性という部分を整理して、その部分についてパブリックコメントを実施することを考えています。

目次に 4 つの項目で整理しています。1 点目は、計画の基本的な考え方として、①基本理念、②基本的視点、③基本目標です。2 点目は、「施策の展開」ということで、3 つの基本目標の説明です。3 点目は、その基本目標に基づく実際の具体的な事業ということで、今回の子ども・子育て事業計画に関わる教育・保育の事業部分、13 事業にかかる部分の方向性をまとめています。4 点目は、この計画の推進にあたっての推進体制および評価方法についてまとめています。内容的には、計画後の方向性の部分を 1 から 4 にまとめ、この内容についてパブリックコメントを求めていくということ考えています。具体的な内

容についてご説明します。

まず、1点目の計画の基本的な考え方の部分については、①基本理念、②基本的視点、③基本目標があります。これらに関しては、これまで議論をいただきながら、まとめております。①基本理念については、前回お示しいただいた内容をほぼ踏襲する形です。②基本的視点についても「子どもにとって良質な環境づくり」、「子育てする親にとって良質な環境づくり」、「次世代を育成する社会にとって良質な環境づくり」の3つの視点について、前回まで議論していただいた内容で進めております。③基本目標についても、基本目標1、2、3とありますが、前回と変わっておりません。ただ、その中の施策の方向については、各基本目標に対して3つの施策の方向が挙がっていますが、これについては前回に示した資料内容と若干変わっています。これについては4ページ以降で説明させていただきます。4ページには「施策の展開」ということで、各基本目標に対する施策の方向が挙げてあります。基本目標1は「子どもの健やかな成長を支える良質な教育・保育の提供」です。その中の施策の方向1-1「質の高い学校教育・保育環境の整備」ということで、これについては私立、市立がバランスよく学校教育・保育を提供できるよう、利用者のニーズに応じた多様で質の高い教育・保育環境の整備に努めるということ、実際に幼稚園や保育園、認定こども園の環境整備を図っていくということです。施策の方向1-2「認定こども園の推進」については、教育・保育を一体的に行う幼保連携型認定こども園の整備を推進していくということになります。施策の方向1-3「特別な支援を必要とする子どもへの取組」については、特にひとり親家庭で養育されている子どもの健全育成のために相談や援助体制等の充実を図っていくということであり、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、虐待を未然に防ぐほか、虐待の早期発見、早期対応に努めていくこと、それに対して関係機関等との連携を行い、支援を行っていくことを盛り込んでいます。

基本目標2では、3つの施策の方向「子ども・子育て支援の推進」ということで、施策の方向2-1「子ども・子育て支援事業の充実」については、子育て家庭が子育て不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てができるよう支援を行っていくということで、実際に幼稚園や保育園、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるよう、情報提供や相談・援助を行っていくことを考えています。施策の方向2-2「総合的な放課後対策の推進」については、主に放課後児童クラブの充実ですが、合わせて放課後児童クラブ、放課後子どもプランの推進事業としてある「京のまなび教室」との連携を促進し、総合的な放課後対策の計画的に進めていくことを挙げています。施策の方向2-3「安心して出産・子育てできる環境の整備」ということで、特に母子保健事業の中の健康診断や健康相談を含めた充実を図っていくこと、また、子育て家庭が自信とゆとりを持って楽しく子育てができるよう、相談体制の充実を図っていくことを挙げています。基本目標3では、「子育て家庭を社会全体で支える意識と環境づくり」ということです。施策の方向3-1「子育て家庭への支援の推進」では、妊娠、出産、子育てという子どものライフステージに応じてニーズが違ってくると思いますので、その中で切れ目

ない支援をしていく環境づくりを進めていくということで、そのために少子化対策の強化も含め、府と連携・協働して進めていくということです。施策の方向3-2「保・幼・小の連携の推進」については、幼児期の学校教育を考えたとき、子どもの発達や学びという部分の十分な充実を図っていくということで、認定こども園、幼稚園、保育園への幼児期の学校教育・保育の充実を図るとともに、その後の入学を考え、小学校教育への円滑な接続を図っていくことを挙げています。施策の方向3-3「子育て家庭を支援する地域づくり」ということです。子どもの健やかな成長のためには、家庭はもちろん地域との関わりも重要です。その中で子育てを家庭だけでなく社会全体で支えていくという意識をもっていただき、そのようなしくみづくりを、市民や企業と協働して進めていくことを挙げています。

(会長)

ありがとうございます。ここまでのところで何か質問はございますか。

(委員)

とても読みやすく、かわいらしく、色使いもすてきでなじみやすいものにしていただき感謝しています。ただ、基本的な考え方というところの「子どもの笑顔は明日への希望」ということは理解できますが、「子どもの利益が最大限尊重され、子どもが健やかに育まるとともに、子ども自身が未来に向かって育ち、親も子どもの可能性を信じ、子育てに希望を持って親としてともに育ち、子育てを社会全体で支え合い、子どもの笑顔が人と人をつなぐまちをめざします」という文章は、長すぎて意味がわかりにくいと感じます。箇条書き的な表現にするなど、わかりやすい文書にする工夫をしていただきたいと思います。だれもがわかる言葉に変えるほうがよいと思います。

(会長)

ありがとうございます。2行目以降が一文になっているところに、かなり無理があると思います。文章を短くするなど工夫をお願いします。

(事務局)

基本理念としては白抜きの文言だけです。そこの説明が必要ということで並べてあり、3行目が子ども、4行目が親、5行目が社会ということで、これは次の基本的な視点の「子どもにとって良質な環境づくり」、「子育てをする親にとっての良質な環境づくり」、「次世代を育成する社会にとって良質な環境づくり」という形でイメージして作成しましたのでご理解ください。文章に関しては再度検討させていただきます。

(会長)

ありがとうございました。その他にはございませんか。

(委員)

幼稚園や保育園に関して「学校教育」という言葉を使うのは違和感があります。「学校教育」というと、小学校以上のイメージがあります。基本目標1の施策の方向1-1で、「私立と市立がバランスよく学校教育・保育を提供」という文章を読んだとき、八幡市に私立

小学校はあったのか、とってしまいました。幼稚園にも保育園にも「学校教育」という単語を常々使うのであれば、問題はありますが、いかがですか。

**(事務局)**

幼稚園については「学校教育」という言葉を使います。小学校は「義務教育」です。前半の「学校」を省いて「教育・保育」という形で、認定こども園・幼稚園・保育園に使用することもあります。厳密には「学校教育」です。違和感を覚えるということでしたら、誤解を招かないように「学校」を省いた「教育」という形も検討させていただきます。

**(会長)**

確かに「学校教育」というと小・中学校が思いうかびます。「学校」を取ればすっきりすると思います。そのような言葉の読み取りを含めて、ご意見があればお願いします。

**(委員)**

施策の方向1-3に「特別な支援を必要とする子どもへの取組」とありますが、これほど丁寧に、字体も柔らかなものを使っていただいていますので、「取り組み」という表記のほうがふさわしいかと思えます。報告書などでは「取組」という表記もしますが、今回の趣旨・目的や内容を考えると、ひらがなを入れたほうがよいかと思えます。

**(会長)**

通常、「取り組み」とすることが多いかと思えますが、いかがですか。

**(事務局)**

最近、名詞の場合はひらがなを入れないという形が一般的になってきました。逆に今のご提案のように柔らかさを出すということだと、すべてひらがなの「とりくみ」も1つの選択肢になるかと思えます。行政の言葉では、名詞の場合は「取組」という形です。

**(委員)**

わかりました。

**(会長)**

ありがとうございました。では6ページまでの施策の方向について、ご意見をお願いします。

**(委員)**

施策の方向1-3「特別な支援を必要とする子どもへの取組」ですが、「特別な支援」という言葉をみたときに最初に思い出すのは、虐待よりも特別支援学校です。「特別な支援」には、障がいをもっている子どもさんはいっていませんか。続いて「虐待を未然に防ぐほか、虐待の早期発見、早期対応に努め」とありますが、わかりにくく感じます。

**(会長)**

ご意見の通りだと思います。いかがでしょうか。

**(事務局)**

虐待については下の文言に具体的に入っていますが、「特別な支援」には障がいをもっている子どもさんへの支援、また経済的に困難な家庭への支援等も含めています。違う言い

方として「特別なニーズのある子どもたち」です。そのような子どもに対する支援という意味合いをもっています。確かに「特別支援」となると、支援学校等の障がいのある子どもたちを対象にしている場合がありますが、それぞれに個別に配慮や支援が必要な子どもたちの総称として「特別な支援を必要とする子ども」という文言にしました。当然、支援を必要とするということですので、この前に「障がいのある子どもたちや経済的な課題を抱えている子どもたち」という一文を付け加え、その後に「ひとり親家庭、虐待等」を羅列する工夫をしたいと思います。

**(会長)**

ありがとうございました。ここには障がいのある子どもさんの問題が入っていないように読み取れてしまう可能性がありますので、文言を足していただく必要があるかもしれません。他にはございませんか。

**(委員)**

施策の方向1-3「特別な支援を必要とする子どもへの取組」の中で、「ひとり親家庭で育成されている子どもの健全育成のために」という文章がありますが、ひとり親家庭で育成されている子どもは健全に育成されていないという印象を受けます。違う表現があるとよいと思います。

**(会長)**

この文言については工夫が必要でしょうか。

**(事務局)**

全体の文体から受け止めると、そのような印象になるかもしれませんが、まず基本的に青少年の健全育成という概念があり、全体がそのような進み方をしています。ただ誤解を招くような表現で違和感があるというご指摘ですので、この部分についても工夫をさせていただきたいと思います。

**(会長)**

ありがとうございます。ここに、ひとり親家庭の子どもだけが入っているので違和感を覚えるということかもしれません。具体例として、後ろにひとり親家庭の問題を扱うこともできるかもしれません。ご検討をお願いします。他にはございませんか。

**(委員)**

施策の方向2-2「総合的な放課後対策の推進」ですが、実際に小学生の子どもを育てた経験のある方は、放課後児童クラブや京のまなび教室がどのような取組の内容がわかるかと思いますが、市民全体へのパブリックコメントをするためには、この内容について注釈等で簡単に説明を入れておいたほうがよりわかりやすいかと思います。

**(会長)**

ご意見のとおり、これらは特殊な用語ですので、どこかに説明を入れていただくことも必要だと思います。

**(事務局)**

ありがとうございます。文部科学省の表現では、「京まなび教室」は「放課後子供教室」という言い方になります。京都府に限って、「京まなび教室」という名称ですが、今回府とも連携していくということで、「放課後子供教室」という表現で放課後児童クラブと合わせて表記するより、現在小学校で実施している「京まなび教室」との連携という表現にさせていただきます。今後、「総合的な放課後対策の計画的な整備等を推進します」という文言ですが、基本的に国が進めようとしているものは、「放課後子ども総合プラン」を策定し、小学生の子どもたちの放課後の安全性を確保しつつ、多様な学習活動ができるような取組です。その場合に、この事業計画の中に次期計画的な整備の部分が記載されていないと、交付金が交付されません。例えば、他の少子化対策や貧困対策と乖離する部分があるかと思いますが、そのような国の動きと合わせて、有利な交付金を活用して、より事業展開を充実したいということで、このような名詞が出てこない計画として承認されないということはありません。ご提案がありましたので、文言の解説についてはできるだけ工夫させていただきます。

**(会長)**

よろしくをお願いします。放課後児童クラブは学童保育のことですね。保育に欠ける児童ということが大きな条件になっています。京まなび教室は全児童を対象にしているということで、そのような中身を注釈で書いていただけたらわかりやすいと思います。他にはございませんか。

**(委員)**

施策1-3「特別な支援を必要とする子どもへの取組」において、養育支援を必要とする家庭とありますが、養育支援という文言には障がいをもった子どもさんへの支援も含まれているのですか。現在はどのような言葉で言い表していますか。

**(事務局)**

養育支援についての表記については、基本的には養育支援訪問事業をやっており、家庭生活そのものが成立しない状況をイメージしています。したがって、障がいがあるだけで支援が必要だということではなく、障がいがあるために生活がきちんと営めないような家庭への支援ということです。逆に、虐待を起こす可能性があるような環境の家庭への支援というイメージで使っています。一方、障がいのある子どもさんへの支援は、特別支援という表現を使い区別しています。特別な支援という表現と誤解を招くかもしれませんが、ここは文言の中で言及することで、よく捉えられるように整理したいと思います。

**(会長)**

ありがとうございました。文言の説明を、もう少し詳しくお願いしたいということです。他にはございませんか。

**(委員)**

施策の方向3-2「保・幼・小の連携の推進」の文章が少し長く感じますので、1つ1つの文章を切っていただくと理解しやすくなるように思います。せっかく良いことが書いてあるのに、これほど長いと最初のほうの文章を忘れてしまい、結局何が言いたいのかわからなくなってしまいます。特に、施策の方向は重要なところなので、わかりやすくしていただけるとありがたいと思います。

**(会長)**

施策の方向3-2「保・幼・小の連携の推進」の文章は特に長いので、文章を途中で分けることは必要かと思います。2行くらいが限界で、4行もあると1行目の内容を忘れてしまうかと思います。そのようなことを意識した文章づくりを工夫してください。

**(委員)**

施策の方向2-2「総合的な放課後対策の推進」で、放課後児童クラブと京のまなび教室の連携を促進とありましたが、これは今後の方向として正しいと思います。学童に参加しない子どもたちが自宅にこもっている場合が多いと聞いています。だれでも参加できる京のまなび教室というものと連携して促進しようという意図があるのなら、もう少しここを強調してはいかがですか。児童クラブの子どもたちも参加できますので、出入りも自由にできるように、京のまなび教室に力を入れていくという打ち出し方をしてもよいかと思えます。

**(会長)**

もう少し強調するということで、特に行き来しやすいというイメージもわくようにすると言うご意見です。

**(事務局)**

現在、国が考えている放課後子ども総合プランですが、学校の授業が終わった後、希望する子どもが1時間程度の決まった時間、宿題をしたり、地域の方の協力を得ていろいろな活動をしたりすることをベースに考えています。その後、放課後児童クラブの行く子どもと帰宅をする子どもがいるというイメージで、すべての子どもを対象にしていることがポイントになります。これに関しては、まだ十二分に教育委員会と協議ができている状況ではありません。現在、水曜日と土曜日に京のまなび教室を実施していますが、できるだけ回数を増やしていただくということと、そのような意識的な連携を目指すということです。国が求めているのは一体型というもので、学校の中で全部ができるというものです。

本市では、小学校の中で放課後児童クラブを行っているのは、八幡小学校、有都小学校、中央小学校、南山小学校、美濃山小学校です。当然、児童センターを使って行っているところもありますので、すべてが一体型になるわけではありません。美濃山小学校などは逆に学校から離れたところに施設を増設する必要がでてきています。一体型と連携型があり、その部分を今後進めていくということを前提に、5年間で何か所進めていくのかを事業計画に載せる必要があります。今後の具体的な計画の中で明らかにできるかと思えます。現

状ではまだ方向性の確認で、次に具体的な取り組みなり年次計画を議会までに案として提出させていただきたいと考えておりますので、そこで合わせて議論をしていただきたいと思います。

**(会長)**

ありがとうございました。他にはございませんか。では次に進みます。7ページ以降の説明を事務局からお願いします。

**(事務局)**

7ページの「3. 教育・保育及び子ども・子育て支援事業の今後の方向性」について説明させていただきます。

「2. 施策の展開」では、施策の方向性ということで、基本目標に対する具体的な施策の方向を示しましたが、「3. 教育・保育及び子ども・子育て支援事業の今後の方向性」では、具体的に今回の子ども・子育て支援事業計画の中に盛り込む教育・保育の事業、子ども・子育て支援13事業の具体的な方向性を示しています。

まずは「1. 教育・保育提供区域の設定」ですが、今回、この区域の設定については実際の子どもの数の増減、全体としては減っているのですが、それと多様な保育ニーズに対応していくために、ある程度の狭い圏域の中では十分対応しきれないということがありますので、今回の圏域の考え方としては全市を1つと考えております。

次に「2. 教育・保育の提供体制の方向性」では、幼稚園、保育園、認定こども園の今後の方向性ということでまとめています。まず、今回、主に3号認定といわれる0、1、2歳の保育については、アンケート調査の中でも就労希望されている保護者の方はおられます。0、1歳の保育ニーズを今後も確保していかなければいけないということです。表記するにあたり、全体としては、0から5歳の子どもの数が減少傾向になる中で、今の3号枠の中の、0、1、2歳児の対応をしていくということで、定員の弾力性も含めて、それを確保していくことを考えています。その中で、3歳から5歳に関しては、現在、待機児童はいない状態です。今後、子どもの数やニーズからみても、今の定員枠で十分に確保できるという予測をたて、そのように対応しております。幼稚園に関しても、一定のニーズというものが含まれていますが、それは今の定員枠内で確保できるという状況で、その後に対応するということです。

次に「3. 子ども・子育て支援事業の提供体制の方向性」ですが、これが13事業になります。

(1) 利用者支援事業は、今回新規事業になります。これについては、実際の教育・保育の事業や子ども・子育て支援事業について、利用希望の方にどのような選択肢があるか、今後あなたのニーズに対してどのような事業が適正かというようなことを相談していく方、コーディネートしていく方を1人置いて、そのような利用者のニーズに対応していくことを考えています。これについては、子育て支援センター等に子育て支援コンダクターを配置し、子育てしている家庭の方に対して、認定こども園や幼稚園、保育園、子ども・

子育て支援事業等、利用できるものを選択できるような情報提供や相談、援助を行っていきたくと考えています。

(2) 延長保育事業については、今の通常の保育園、認定こども園の延長保育という部分ですが、今後は、就労状況の多様化に伴って、延長保育の需要はあると思いますので、そのニーズをみながら、より充実するようにしたいと考えております。

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業については、実際の子育て家庭の保護者の所得に応じ、教育・保育に関わっている方について、日用品や文房具などの物品購入費用を助成するという事業です。この方向性については国が定める基準に応じて後期の補助を検討していきたいと考えています。

(4) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業については、特定教育の保育施設とそこへの民間事業者の参入を促進する上での調査研究を行い、実際に参入する事業に対して、設置や運営の促進をするための事業となります。実際に民間事業の参入促進に対しての調査・研究を行い、実際の相談や助言を行っていくということを考えています。

(5) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、先程も議論がありましたが、放課後児童クラブは就学前から保育を受け、就学後もニーズがあるということで、必要な施設整備や環境の改善を図っていくものです。また、京のまなび教室は放課後に子どもが安心・安全に過ごせる場所、そして多様な体験や活動が行える場所ということで、連携を図っていき、総合的な放課後対策を行っていこうと考えています。

(6) 子育て短期支援事業は、児童相談所等の関係機関と連携を深めながら、児童虐待等が発生したときに、早期対応も含めてショートステイ事業を実施しようと考えています。

(7) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）は、特に乳児のいるすべての家庭に対し、普段の子育ての中での不安などを聞くことで、安心して子育てできるように支援するという目的で全戸訪問を行い、必要な支援や助言を行っていくということです。

(8) 養育支援訪問事業は、特に、児童虐待の早期発見・早期予防を含めて、懸念される家庭に指導や助言を行っていきます。

(9) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、(8) 養育支援訪問事業に関連してくる事業であり、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業として、児童虐待の対応の専門性を高める上で、それに関わる方への研修の実施や児童虐待の発生予防や早期発見、早期対応のためのネットワークづくりということで、関係機関との連携をする中で、対応や予防に対する事業展開をしていきます。

(10) 地域子育て支援拠点事業は、主に今の子育て支援センター等の事業になります。

地域子育て支援拠点事業は、子育てに対する不安を和らげ、子どもの健やかな育ちという部分での交流・相談の場となり、その充実を図っていくということです。また、新設の子ども・子育て支援センターを中核として、認定こども園、幼稚園、保育園等のネットワーク構築を図ります。

(11) 一時預かり事業については、今後の方向性として2つあります。

①幼稚園における一時預かり事業、②保育園等における一時預かり事業です。幼稚園については、特に在園児の預かり希望について充実を図っていくとともに、ファミリーサポート事業においても対応していくということで、利用者が多様な選択ができるような環境整備をしていくということです。また、私立幼稚園における預かり保育については、私学助成等から一時預かり事業への移行について、円滑に事業を実施できるよう取り組んでいくということです。また、保育園における一時預かり事業についても、ファミリー・サポート・センター事業等の他の事業も含みながら、いろいろな対応ができるような環境整備を図っていくことを考えています。

(12) 病児保育事業は、現状での供給体制というものがありますので、その中で今のニーズをみながら、今後の対応も考えていきます。現状も維持しながら、ニーズに応じて新たな体制が必要になれば、それについて検討を行っていくということです。

(13) ファミリー・サポート・センター事業については、依頼会員と提供会員のバランスがとれないと事業の確保が難しいので、そのバランスをとるとともに、一時預かり事業としての事業展開もありますので、利用者が多様に利用ができるような環境として、ファミリー・サポート・センター事業の充実を図っていくと考えています。

(14) 妊婦健康診査については、特に妊婦に対しては基本健診と各種検査を行っていくということです。

最後に、「4. 推進体制と点検評価」があります。

1. 推進体制については、庁内体制として「八幡市子ども・子育て支援事業推進会議（仮称）」というものを設置し、子ども・子育てに対する支援事業の庁内での総合的な施策展開を検討していくということになっています。次に、諮問機関としての合議体については、現行の八幡市子ども・子育て会議を、今後の計画推進に向け審議の場として位置付けていくということです。

2. 点検・評価では、「八幡市子ども・子育て支援事業推進会議（仮称）」及び「八幡市子ども・子育て会議」で、今後事業を進めていく中での計画の見直しに対するご意見を伺い、PDCAサイクルに基づき計画を点検・評価・改善・実施していくことで、「3. 子ども・子育て支援事業の提供体制の方向性」で挙げた各事業についての効果をより高めていくように事業を進めていきたいと考えています。

**(会長)**

ありがとうございました。7ページの「3. 教育・保育及び子ども・子育て支援事業の今後の方向性」から13ページの「4. 推進体制と点検評価」までのご説明をいただきました。具体的な事業の内容とその方向性について、ご意見をいただきたいと思います。

**(委員)**

9ページ(5)放課後児童健全育成事業の今後の方向性で、「全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう」とありますが、この「よう」

をとれば、京のまなび教室の説明文になるのではないかと思います。いかがですか。

もう1点は、7ページの「1. 教育・保育提供区域の設定」について、段落が2つありますが、それぞれの内容が一致しないと感じます。1段落では「居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要がある」とまとめられていますが、それをもって2段落目では「本市では、市内全域を一つの区域として設定し」とあります。保護者は別としても、子どもが居宅より容易に移動することが市内全域で可能なのでしょうか。この1段落目の説明で2段落目の内容を納得される保護者の方は少ないかと思います。市の中でも地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況によっても、いろいろなニーズがあると思いますが、ここの説明は、もう少し理解されやすい表現、現状の中で納得できるような内容に変更することができるかお聞きしたいと思います。

(会長)

2点ご指摘がありました。いかがですか。

(事務局)

1点目の放課後児童クラブについてのご指摘は、そのとおりだと思いますので、訂正させていただきます。

2点目の区域の設定に関しては、それぞれの自治体によって区域設定に特色がでてるように思います。例えば本市の場合は、比較的狭いエリアなので、あえて地域性を色濃く出す必要があるのかどうかということです。市町村合併をされた自治体では、もともとの町村や地域があり、どうしてもこの5年間ではなかなか一体的になることはできず、例えば人口減少している山間部があれば、そこに配慮した計画策定が必要になります。本市では中学校区でエリア設定をしてはどうかという検討をしましたが、現にそのエリアを超えて保育園や幼稚園に通われています。それは区域自体が狭いからだと判断し、あえて区域を分割して設定する必要はないとしました。1つ目の段落では、区域設定はこのような形でしなさいという説明文になっており、2つ目の段落で、区域が狭いので区域を分割する必要はないという内容になっています。接続詞が不適切かと思しますので、それも含めて再度検討させていただきます。

(会長)

なぜ全域を1つの区域とするのか、少し説明を加えていただく必要があるかと思います。その他ございませんか。

(委員)

2点確認したいと思います。

1点目は、9ページの(6)子育て短期支援事業です。今でもこの事業はあると思いますが、「必要な保護を行う事業(ショートステイ事業)」というものは新規なのですか。今までの経緯では、宇治の児童相談所でのショートステイということになると思います。八幡市が独自で行うということでしょうか。

2点目は、10ページの(7)乳児家庭全戸訪問事業ですが、「こんにちは赤ちゃん事業」

と書かれています。現在でもこれは保健師が乳児のいる家庭を訪問していると思いますが、これを生後4か月第1子のみならず、第2子、第3子と家庭訪問するという事業なのではないでしょうか。

**(事務局)**

1点目の(6)子育て短期支援事業は、市として新規事業です。近隣の自治体ではすでに使用されていますが、ご指摘にありました児童相談所が一時的に保護するケースはありますが、これは措置です。親の同意は必要ですが、希望に沿って対応していくというのではなく、虐待等との関係からここで子どもを守っていかないと生命に危険を及ぼす可能性があるというように児童相談所が判断するケースになります。市としてはそこに至る前の段階で対応する必要があるのではないかとということで、法定事業の中で未実施であるこの事業について、乳児院を入れて近隣で4つの児童養護施設を予定しています。そこに家庭児童相談室が状況を判断し、必要に応じて受け入れをしていただくという形を想定しています。一時保護が必要なのか判断しますが、その前の段階でとどめたいという思いがありますので、ショートステイを活用していくということです。近隣市の状況をみますと、年間1、2件程度しかないようです。ただ、一時保護の件数はそれよりも多いと思いますので、もう少し丁寧な対応を実施する必要があると判断し、また法定事業でもありますので、事業展開を図っていこうと考えております。

10ページの(7)乳児家庭全戸訪問事業は、すでに現行でも健康部で保健師が訪問を実施しています。既存事業ですが、できるだけすべての家庭に回りきることが大切だと思います。児童虐待についても対応ができますので、きちんと既存事業に対して取り組んでいきたいと考えています。

**(会長)**

ありがとうございました。その他はございませんか。

**(委員)**

12ページの(13)ファミリー・サポート・センター事業とはどういったものなのか、もう少し詳しくご説明ください。

もう1点は文言についての説明ですが、13ページ「PDCAサイクル」という言葉は私たちが日常で使っている言葉ですが、みなさんにご理解いただけるでしょうか。

**(事務局)**

ファミリー・サポート・センター事業とは、平たく言いますと、昔のご近所、大家族など親族関係のイメージです。預けたい、預かるという支援をできるだけ地域で展開していかないかということです。当然、子育て中の親御さんの中には、預けることもあるし、預かることもあるという方もおられます。そのような3つの形態で、地域コミュニティの再生も図りつつというのが本来の趣旨です。市議会でもご指摘を受けたように、なかなか利用が進んでいませんので啓発をするということですが、子育て中の保護者のご意見をうかがいますと、見ず知らずの人に自分の子どもを預けたくないという傾向が年々強くなって

きています。その関係性をつくるための工夫がやはり必要かと思います。マッチングは現在、指月のファミリー・サポート・センターが行っていますが、双方にお越しいただき、会っていただきます。支払いは市を介さずに双方でしていただいています。うまく合うと1年間利用されることもあり、便利な事業だと思いますが、知らない方に預けたくないという方もおられます。ワークショップの際に、父親がそのような意見を言われたことが2回ありました。今の段階では、建設中の子育て支援センターでボランティアと子育て中の保護者の方が日常的に会うという接点を持てるような環境が必要かと思います。安心感をもってもらえるような取組をすることで、使いやすくなるかと考えています。ただ、ファミリー・サポート・センター事業だけが支援ではなく、その他にも幼稚園での預かりや保育園の一時預かりなど、メニューによって選べるような状態が必要かと思います。何かに特化して進めていくというよりも、安心して選び、安心して預けられるという形態にするという事業であるにご理解ください。

次に、PDCAは、「Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）」ということです。説明不足ですので、もう少し説明を追加させていただきます。

#### **（委員）**

ファミリーサポート事業については今のご説明である程度理解できたと思います。預ける側にとっては、小学校や保育園、幼稚園に預ける際には安心感があります。もちろん怪我をする危険性もありますが、安心して預けられると思います。ファミリーサポート事業に関しては、市との関わりが薄いのではないかと感じます。私のイメージでは、国か府の事業で登録した専門家を派遣して、専門的な知識をもって、指導に来ていただけるというシステムがあります。登録されており、どのような方かわかっていますので、知らない方でも多少の安心感につながります。もちろんお断りすることもできます。バックボーンがあると安心感があるということです。現在のファミリーサポート事業では、双方のマッチングはされているということですが、登録の背景に市がもう少し関わっていただけると少し安心感がでるのではないのでしょうか。いろいろな形で子育てを市全体でサポートできたらよいと思いますし、子育てが終わった方が「子育てを手伝いたい」というお気持ちで、子育て中の方に結びつかないということは残念ですので、市がもう少し関わっていただけたらよいと思います。

#### **（委員）**

ファミリーサポートに関して、社会福祉協議会でも「まなちゃん」と銘打ち、多岐の援助や任意の子どもを学校まで送るといった事業をしています。単独ではなく、そのような所とも連携しながら進めていくという方法でもよいと思います、いかがですか。

#### **（事務局）**

ファミリーサポートでは、基本的に援助者には毎年講習会を実施しています。ただ講習会だけです。国から子育て支援制度の研修を受けて展開していこうということで、放課後児童クラブ等に研修を受ければいけるということが、新しく打ち出されています。研

修そのものは府で実施するというので、府が八幡市に前倒しでお願いしたいという申し入れをしております。ボランティアの方々が京都府の研修を受け、支援員としての資格を有することにより、より安心感が高まるのではないかと思います。また、府と協力して新制度の研修会を続けていきたいと考えています。

さらに、子育て支援の部分は多岐に渡りますので、利用者の方にわかりにくいという状況になっています。今回の支援事業の最初の部分の利用者支援事業という形で専門員を配置しています。そこで丁寧な対応ができるようにということです。もちろん市の窓口でも日常的に対応はできますが、より気軽にということです。京都府の名称としては「子ども・子育て支援コンダクター」ということです。横浜では「保育コンシェルジュ」というように各地で名称をつけて展開されています。幼稚園や保育園の各施設のスタッフも同じように研修を行うことで、より利用しやすくなると考えています。今までバラバラだったものをきちんととりまとめ、利用者に情報が提供できる体制にすることが、今回の事業の目玉の1つになるかと思っておりますので、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

**(会長)**

社会福祉協議会の「まなちゃん」ですね。

**(委員)**

ひとり親家庭で、夕食の準備がしにくいという家庭に配食したり、親が朝早く勤めに出なければいけない家庭の子どもさんを学校に送り届けたりしています。親からの依頼を受けて、ヘルパーを派遣するということです。

**(会長)**

そのような情報がうまく行き渡っておらず、使えていないという話がありました。利用者支援事業というものは重要です。「子ども・子育て支援コンダクター」という考え方ですね。安心感を持ってファミリー・サポート・センターを利用していただけるような行政の働きかけを、より強くやっていただきたいということです。他にございませんか。

**(委員)**

本計画の中で「安心・安全」という言葉をよく使いますが、放課後児童健全育成事業のところでは「全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし」というように「安全・安心」ですし、12ページの(14)妊婦健診のところでは「安心・安全」となっています。ここに大きな意図はありますか。

**(事務局)**

単純なミスが1つありますが、認知症の方の徘徊など日常で使うのは「安心」が先だと思います。物理的な部分と気持ちの部分のどちらが先かということで、使い分けがされているようです。今回は放課後児童クラブの総合的な対策としては、「安全」を前面に出す形態です。妊婦健康診査では逆に「安心・安全」となっているようです。ただ市の計画ですので、その文言は統一させていただきます。

(会長)

どちらかに統一していただくということによろしいでしょうか。

(委員)

私はこのままでよいと思います。私は全体を捉えた安全と個人で感じる安心の違いだと受け取りました。

(会長)

受け取り方がいろいろあるということですね。難しいですがいかがですか。

(事務局)

検討いたします。

(委員)

10 ページに(9)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業が新規としてありますが、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)とは、どういったものが関係機関で、どういった人が調整機関職員やネットワーク構成員なのでしょう。虐待等から子どもを守る際にどのようなネットワークがあるのか、もう少し具体的にさせていただけるとイメージしやすいかと思います。

(事務局)

要保護児童対策協議会は各自治体のほうで設置されています。基本的には虐待への対応ということで、府で関係するのは児童相談所と警察になります。市では子育て支援課の家庭児童相談室で、公立、私立を含めた保育、幼稚園、支援センター、人権交流センター、小学校を含めて、市をあげて児童虐待の対応を年2回の委員の会議で、さらに実務レベルの年6回、また小学校の教員、児童相談所、家庭児童相談員などの関係機関が集まって行うケース会議は随時行っています。予防対策としては何なのかということもありますので、注意書き等は必要だと思いますので、行いたいと考えています。今回、新規事業を含め、(8)養育支援訪問事業とその他強化事業ということで、本来、法律上は1つの項目になっています。ただ、そのようにすると理解するのが困難であると思い、あえて分けています。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業について、今までは事業展開はしても機能強化を図ることまではできていませんでしたのが現状です。更なる取組を図るために、強化事業についても、今回の計画の中に載せる必要があるのではないかと考えています。

1つは、関係職員の研修が必要だと思います。今まで個別に家庭児童相談室の職員は研修をしていましたが、関連して幼稚園や保育園、小学校の先生方も含めた研修を展開していくということです。これまでしっかりとした研修はしていませんでした。また、保護者に対するペアレントトレーニングというものについて、児童相談所のような重い段階でしか利用しなかったところでも、研修の意味を含めて取り組むということです。また、リスク家庭というものは、若年層で出産をしたとか、経済的に困難とか、この調査で明らかになっていますので、そのような家庭に対する働きかけとして、見つけて見守るということ

が、親として育つ機会として必要かと思います。今後、具体的にどのような展開になるのか、次回までには整理したいと思います。そのような観点から、今回はあえて養育支援訪問事業と分け、ここは新規として挙げています。

(会長)

ありがとうございました。もう1点、関係機関を書き込んでいただくとわかりやすいかと思います。その他、ございますか。

(委員)

10代の出産について、最初の会議のときに多くのアンケート資料をみて、10代母親は全国的なレベルと比べてそれほど高くないとお聞きして驚きました。私は10代の出産は多いと感じました。その層が多くの問題を抱えているということも現実ですので、この子育て会議の中で、もう少し10代の人たちへの教育も含めることはできないでしょうか。若い世代に対して、子どもを育てる意味を伝えるということは、親の育ちでもあると思います。まだ育ち切っていない人が、決して望んでいない出産で、離婚になる場合、子どもたちの思いというものは置き去りにされ、家庭への対策はどうするのか、子どもの思いはどこに届けたらよいのか、いつも考えさせられています。どこでこのような話をすればよいのでしょうか。

(会長)

ありがとうございました。非常に重要なご指摘だと思います。10代のひとり親家庭の問題は大きいと思い、八幡市の比率が全国より少ないということですが、それをどこに表現していくかは難しいかと思います、いかがでしょうか。

(事務局)

今ご指摘の部分は、少子化対策で中高生に教育をしていく必要があるのではないかと思います。これは教育委員会の所管ですので、この場で決めることではありませんが、小中学校で八幡市民の時間というものをいただいています。そこで、小学校低学年を対象に、特に家族や家庭生活についての時間をさいて、八幡市民としてどう生きていくかという学習を展開しています。中学生になったときに、自分の性との関わりはどうかと考えると、やはり、別問題となり弱い部分があるかと思います。少子化対策と絡めて、中高生の教育についての記述について、今回に間に合うかどうかわかりませんが、素案の段階で、何らかの形で取組に含めるように検討させていただきます。

(会長)

親となる前の段階の教育と、すでに親になっている若い方への支援の両方ということです。文言としてどのように入れるかご検討ください。

(委員)

前回の会議で、パートの面接試験を受けると、子どもが病気の場合はどうするのかという質問に、「休む」と答えるとほとんど採用にならないという話がありました。この話を別の会議で紹介しましたら、1社から「わが社では、家庭参観OK、運動会OK、子ども最

優先で休みをとってもらって構わない」ということでした。そのようにすると、お母さん同士が会社に迷惑をかけないように譲り合って、やりくりしてくれるようになるそうです。そのような実例があるということをお伝えします。

**(会長)**

ありがとうございます。未来を考える上でも、そのような企業が増えると譲り合いながら働けるということですが、そういうことも言っていかなければいけないと思います。そのような情報も、この場でいただくと今後の力になると思います。

私自身が感じたことを述べますと、1点目は、2ページの「子育てをする親にとって良質な環境づくり」の説明の中に、「前向きに子どもと向き合い、より良い夫婦関係を形成していくなかで」とありますが、夫婦関係をよりよく形成していくことは大切ですが、すでに夫婦関係が崩れているという家庭もあるわけですので、それを考えると、あえてこの文章を入れるのか、それとも削るのか、みなさんからもご意見をいただきたいと思います。

2点目は、基本目標3の文言「子育て家庭を社会全体で育む意識と環境づくり」ですが、「育む」でも悪くありませんが「支える」という表現はいかがでしょうか。「家庭を育む」より「家庭を支える」のほうが良いかもしれません。ご意見をお願いします。

**(委員)**

2点目については、「支える」や「支援する」という表現のほうが良いかと思います。

1点目ですが、「より良い夫婦関係」はこのまま入れておいたほうが良いと思います。子どもを育てていく中で、いろいろな形態はあるものの、基本的に両親が揃っていて夫婦関係が成立しているという状況を目指すものだと思います。家庭生活は外側からは順風満帆に見えても、内部はケンカや争い、話し合いがあるものだと思います。そのようなことをみんな乗り越えているのだという意味では、いろいろな形があるかと思いますが、基本形態として「より良い夫婦関係」を挙げたほうが良いと思います。

**(会長)**

ありがとうございました。1点目は、目指すべきよりよい形として夫婦関係は残しておくということでもよろしいですか。2点目についても、ご検討願えればと思います。

全体を通じて何かございませんか。では、いただいたご意見をもとに修正を加えていただき、これをパブリックコメントとすることを、ご承認いただけますか。

**(委員)**

「異議なし」

**(会長)**

委員の皆様より全員一致でご承認いただきました。ありがとうございました。

では、本日の素案を修正したものを、パブリックコメント用としていただき、それに対する市民のご意見を踏まえ、最終的に計画案をだしていくこととなります。どうぞよろしくをお願いします。

### 3. 閉会